

「時価会計」の前途

世

世界的な金融危機が続く中で、金融商品の「時価評価」見直しの動きが広がっている。これは、一部の金融商品の時価評価を凍結し、金融機関などが決算期ごとに損失を計上しなくても済むようにする「救済措置」。グローバル化した金融市場のさらなる混乱を避けるのが狙いだ。

危機の震源地、米国では今年10月に成立した金融安定化法に、時価会計を一時凍結する措置を盛り込み、米証券取引委員会（SEC）が具体的な運用基準を公表。続いて、欧州も国際会計基準審議会（IASB）が時価会計の適用緩和策を決定した。

日本も企業会計基準委員会（ASBJ）が、証券化商品や国債など株式以外の金融商品への時価会計の適用緩和を決め、欧米の動きに追随する形となった。

これらの「時価」見直し策は、
（一）流動性のない金融商品は「時

価」を適用せず、「簿価」や経営側の算出した「理論値」での評価も認める（二）金融資産を長期保有する場合は、時価評価の適用対象から外し、投資有価証券の区分変更を自由にする——などだ。

「流動性のない金融商品」とは、米国の住宅関連のモーゲージ証券、住宅ローン債権などを複雑に組み合わせた証券化商品、生保会社が大量保有するCDS（クレジット・デフォルト・スワップ）など、いわゆる金融派生商品を指す。

欧米の住宅バブルの崩壊で金融市場が逆回転し始めた今、これらの金融商品に「投資」していた金融機関の損失はまだ底が見えない。金融機関が疲弊すれば、世界的な信用収縮の動きは止まらない。だから、市場に動揺を与えるような「損失」は計上せず、「含み損」のまままでよいというものだ。

欧米は、金融機関の資本増強策として公的資金を投入しているが、銀行側の損失が拡大すれば、財政負担も増大する。巨額のCDS残高を持ち経営危機にある米AIGには、資本注入や融資など計1、五〇〇億ドルの支援が必要になっ

た。「止血」効果のある時価会計緩和策は、政策当局としてやむを得ない選択なのだろう。

ただ、「時価評価」の適用除外は、乱用すれば企業会計をルールなき世界に貶める「両刃の剣」にもなる。企業会計基準には「真実、透明、保守」の原則があり、「時価」会計は企業の保有資産を厳正に評価するための有効な手段とされる。

一時的にせよ、その原則を歪めることは、結果的に金融機関の「損失処理の先送り」に政策当局が手を貸すことにつながる。その結果、財務状況の不透明化が進み、経営への不信がかえって増幅する懸念もある。

確かに、複雑な仕組みの証券化商品などはリスク評価が難しい。市場の取引価格はあくまで目安にすぎず、いったん流動性が枯渇すれば紙切れ同然となる。公正であるべき「市場」が育っていないことも背景にある。

しかし、公正な評価（時価）が見えにくく、リスク評価も難しい金融商品が、そもそも銀行の投資対象として適正なのかどうか、ま

化した証券化商品の開発・運用規制も含めて議論が必要だろう。

金融危機封じ込めに先進各国は、金融機関への公的資金注入や監視強化に動き出した。11月の金融サミットG20では、危機対応の「行動計画」に金融監督・規制の見直しを掲げ、その一環として「時価評価」の弾力化を盛り込んでいる。

しかし、目先の「痛み」を和らげる「時価会計」の適用緩和と、中長期的な金融監督・規制の強化という方向に明確な接点はない。規制強化であれば、金融機関はリスク管理の徹底とより厳格な情報開示が求められる。それには「時価」評価が欠かせない。

このギャップをどう埋めていくのか。危機が遠のけば、いったん緩めた「時価」ルールを元へ戻せるのかどうか。市場の目を曇らせる「損失隠し」は、金融機関から見ればありがたいだろうが、金融危機と不況を長引かせる遠因ともなりかねない。「時価会計」の前途は危うい。

萩原慎一郎
経済ジャーナリスト



C O M P A S S